

阿久比町公告第16号

公有財産売却について、次のとおり一般競争入札（公有財産の売却）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年4月4日

阿久比町長 田中 清高

1 一般競争入札（公有財産売却）に付する公有財産の概要

財産名称	総排気量	初度登録	走行距離※1	予定価格※2	入札保証金
自動車	4.89L	H16.2	113,318km	300,000円	30,000円以上

備考

※1 走行距離は令和6年1月12日現在。

※2 「予定価格」とは、あらかじめ当町が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この額以上の入札額を有効とする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができません。）

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当する者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当する団体又は構成員
- （3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- （4）阿久比町に対して納税義務があり、当該町税を滞納している者
- （5）日本語を完全に理解できない者
- （6）阿久比町が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾又は順守できない者
- （7）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和6年4月4日（木）午後1時から令和6年4月23日（火）午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うとともに、クレジットカードにより阿久比町が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記（1）の仮申込みの手続を完了した後、令和6年4月23日（火）午後5時までに所定の申込書等により阿久比町役場総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

ア 申込書を郵送する場合

(ア) 送付先

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場総務部総務課

(イ) 受付

令和6年4月23日（火）申込書締切日必着

イ 申込書等を持参する場合

(ア) 受付場所 阿久比町役場総務部総務課

(イ) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時、土曜日、日曜日を除く。）

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- a 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- b 誓約書
- c 個人の場合は、住民票抄本（参加者が日本国籍を有しない場合は、在留カードの写し又は特別永住者証明書）
- d 法人の場合は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本
- e 印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）

※ 法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など申込者が入札の手続を行わない場合は、委任状が必要。

- (3) 受付期間内に申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

ア 申込書は、阿久比町公式ホームページからダウンロードする。

イ 申込等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場総務部総務課 電話0569-48-1111

(2) 期間

令和6年4月4日(木)午後1時から令和6年4月23日(火)午後2時まで

5 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

売却システム上

(2) 入札期間

令和6年5月7日(火)午後1時から令和6年5月14日(火)午後1時まで

(3) 開札

令和6年5月16日(木)午後5時

6 入札の方法

(1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は一度しか行うことはできない。

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、阿久比町が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後、還付する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

(5) 落札者が阿久比町の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は阿久比町に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 虚偽の申請を行った者がした入札

(3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

(1) 入札期間終了後、阿久比町は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。

(2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者ログインIDを落札者の氏名(名称)とみなす。

(3) 落札者のログインID及び売却決定金額をK S I官公庁オークション上に公開する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和6年5月24日(金)午後3時までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書の作成の要否

必要とする。なお、契約書に貼付けする収入印紙代は、落札者の負担となる。

(3) 契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残金の納入契約の相手方は、令和6年5月28日（火）午後2時30分までに売払代金の残金を一括にて阿久比町の発行する納入通知書により指定した金融機関に納付しなければならない。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となる。また、納付を確認するために領収書の写しを阿久比町に郵送又はファックス送信しなければならない。

※送付先

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場総務部総務課 ファックス番号【0569-48-0229】

1.1 物品の引渡し

物品の引渡しは、次の期間及び場所にて公開したときの状態で引き渡すものとする。

引渡し後に発生した不具合や故障、発見された傷等については、阿久比町は、一切の責任を負わないものとする。

(1) 引渡期間

令和6年5月29日（水）から令和6年6月6日（木）までの（土曜日、日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 引渡場所

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字中親田70番地

(3) 引渡し後の確認事項

車体の文字（「阿久比町立学校給食センター」及び「教-10」）やステッカー（「阿久比町マスコットキャラクター」）は、引渡し後に必ず消去し、消去したことが確認できる書類を令和6年6月28日（金）までにメール又は郵送等により提出すること。

1.2 所有権の移転及び名義変更等

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検、所有権移転に要する諸費用、公租公課等は、落札者の負担とする。

(3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続等を行い、登録が完了後、速やかに車検証等の写しを阿久比町に提出すること。

(4) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出するこ

と。

- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は落札者本人とし、登録手続等をしないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1.3 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、町ガイドラインに基づくものとする。

- (2) 阿久比町は、売払物件の瑕疵担保責任を負わない。

- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する課

名 称：阿久比町役場総務部総務課

所在地：〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

電 話：0569-48-1111（内線1308）

メールアドレス：shomu@town.agui.lg.jp